

令和2年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和2年 2月26日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告  
調査第 4号 高齢者教育について  
調査第 5号 健康増進に向けた取り組みについて  
調査第 6号 除排雪について  
都市事例調査
- 日程第 2 富良野市議会議会改革特別委員会報告
- 日程第 3 監査委員報告(例月出納検査結果報告 令和元年度11月分、12月分)  
(定期監査報告)  
(財政援助団体監査報告)
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分報告について(自動車事故の損害賠償及び和解について)
- 日程第 5 議案第 9号~議案第 31号(提案説明)
- 日程第 6 予算特別委員会設置

出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

欠席議員(0名)

説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君

保健福祉部長 若杉勝博君  
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君  
看護専門学校長 澤田貴美子君  
財政課長 藤野秀光君  
教育委員会教育長 近内栄一君  
農業委員会会長 及川栄樹君  
監査委員 鎌田忠男君  
公平員会委員長 中島英明君  
選挙管理委員会委員長 伊藤和朗君

経済部長 後藤正紀君  
建設水道部長 小野豊君  
総務課長 今井顕一君  
企画振興課長 西野成紀君  
教育委員会教育部長 亀淵雅彦君  
農業委員会事務局長 井口聡君  
監査委員事務局長 佐藤克久君  
公平委員会事務局長 佐藤克久君  
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

事務局出席職員

事務局 長 清水康博君  
書 記 佐藤知江君

書 記 高田賢司君  
書 記 倉本隆司君

午前10時00分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

議長(黒岩岳雄君) これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

議長(黒岩岳雄君) 本日の会議録署名議員には、  
    渋谷 正文 君  
    宮田 均 君  
を御指名申し上げます。

この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可します。

## 行 政 報 告

市長(北猛俊君) -登壇-  
おはようございます。  
議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

### 1、東京2020オリンピック聖火リレーについて。

東京2020オリンピック聖火リレーは、遠隔地でも実施できるように複数の火を使ってリレーする親子の火方式を採用し、北海道ルートにつきましては、6月14日、15日の2日間で実施されることとなりました。富良野市は、親の火による通常のリレーではなく、子どもの火によるリレーとして、北海道らしい豊かな大自然が魅力であるふらのワインハウスからカンパーナ六花亭駐車場までをコースとして6月15日に実施されることとなりました。

富良野市で聖火リレーが行われるのは1972年の札幌冬季五輪以来でありますので、多くの市民が沿道で声援をしていただけるように、関係機関を含めた実行委員会を立ち上げ、市民周知をしていくとともに、本番への準備を進めてまいります。

以上です。

### 日程第1

#### 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長(黒岩岳雄君) 日程第1、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、高齢者教育について。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

総務文教委員長(佐藤秀靖君) -登壇-

総務文教委員会から、令和元年第4回定例会で許可を得ました調査第4号、高齢者教育についての調査の経緯と報告をいたします。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、富良野市が取り組む高齢者教育の現状を把握し、直面する課題と対策について調査を進めてまいりました。

我が国においては、世界に類を見ない速さで急速に高齢化が進行し続けており、国や自治体は高齢者対策が大きな課題となっております。その高齢者対策は、医療、福祉についての対応が先行していましたが、高齢者の健康づくりや生きがい対策も必要であるとの認識が広がり、高齢者教育へとつながりました。高度経済成長期からバブル期、平成のバブル崩壊、低成長時代、情報化社会の到来と経済環境、生活環境の劇的な変化を経て、高齢者教育においても、高齢者を取り巻くさまざまな社会環境の変化と、高齢者自身の高齢化に対する意識の変化や、高齢者という社会的概念の変化及び健康寿命の延伸による長寿社会における高齢者教育に対する概念やアプローチも変化しています。

現在、本市における高齢者教育は、第7次社会教育中期計画、平成28年から平成32年までにおいて、健康で生きがいある心豊かな生活を支援する学習機会の充実を事業目標に掲げており、現状については、高齢者みずからが知識や経験を生かした社会的な役割を果たし、心身の健康の維持・増進に努め、生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、高齢者教育の充実が今後ますます重要になってまいりますとして、推進項目を5点掲げ、具体的施策を明示しています。

本委員会では、高齢者教育における上記の経緯と現状を把握し、本市における高齢者教育についての今後のあり方について調査、議論を進め、下記の2点について、委員会として意見の一致を見た次第であります。

### 1、高齢者教育の今後のあり方について。

近年、超高齢化が進行し、60歳(23ページで訂正)から70歳はまだまだ現役世代であり、リタイアして隠居生活を楽しむという認識が薄れてきている状況に鑑み、地域社会と積極的にかかわりを持ち、高齢者の知識と経験を地域の課題解決に活用するなど、高齢者の活躍の場を提供することが重要です。

長寿社会において、旧来の教育や価値観の影響を受けず、新しい価値観をライフスタイルに生かして、さまざまな活動に積極的に参加するアクティブシニアと呼ばれる65歳以上のシルバー世代が台頭し、個々のニーズも多様化しています。個人的な趣味を楽しむ方法や仲間と楽しむサークル活動、社会の変化に対応し、自立して生きていくための知識を得る学習や、60代、60代後半から70

代前半、75歳以上（23ページで訂正）など年代別の抱える問題を解決、共有するなど、さまざまな学習機会を提供、支援する必要があります。

そのためには、高齢者のニーズの把握が何よりも重要であるため、アンケート調査や他市町村の取り組みを参考に、時勢に応じた学習機会の提供を模索するべきであります。また、その際には、個人の生活に必要な知識の習得や自立のための学びとして、医療や介護の基礎知識、地域参画や社会貢献の学び、情報化社会への順応など、系統立てた教育計画が必要であり、教育委員会が所管する社会教育という考え方のみならず、健康増進や高齢者福祉、市民協働といった視点での支援が必要であり、庁内の部局横断的連携が不可欠です。

## 2、ことぶき大学について。

ことぶき大学は、昭和47年に富良野校が開設され、48年が経過していますが、近年、生徒数が減少傾向にあり、そのあり方が問われています。高齢者の生活環境の変化及び余暇の過ごし方が多様化している現状において、抜本的改革が必要と考えます。

すなわち、名称がことぶき大学、対象が60歳以上など、開設当時から変わっていません。高齢者イコールことぶき、イコール隠居生活、イコール60歳以上は、現代では成り立たない状況にあります。また、修業年限やカリキュラムにおいても、一定の選択肢があるものの、定型的なものになっているため、修業年限が長いことやカリキュラムの選択に制限があることなどから、入学にちゅうちょするといった声も聞かれていることから、工夫が必要です。例えば、カリキュラムは、数ある講義の選択単位制にすること、講座は、庁内各局で主催する講演会、セミナー、勉強会などを共催、または講演などをして、ことぶき大学の公開講座として修得単位に組み込み可能にすることなど、柔軟な発想と仕組みが必要であります。

以上、申し上げて、総務文教委員会からの報告といたします。

訂正をお願いします。

高齢者教育の今後のあり方についてのところで、近年、超高齢化が進行し、50歳から70歳まではまだまだ現役世代でありと申し上げましたが、正しくは、60歳から70歳が正当であります。訂正をお願いします。

それから、後半、75歳以上など年代別に抱える問題を解決、共有するなど、さまざまな学習機会を提供、支援する必要があるのところで65歳以上と発言しましたが、75歳以上の間違いであります。訂正をお願いします。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、健康増進に向けた取り組みについて。

市民福祉委員長本間敏行君。

市民福祉委員長（本間敏行君） -登壇-

市民福祉委員会より、令和元年第4回定例会において許可を得ました調査第5号、健康増進に向けた取り組みについての調査経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、主に第2次富良野市健康増進計画とその中間評価及びふらの健康マイレージ事業について調査を進めてまいりました。

国では、平成12年度より展開している国民健康づくり運動、健康日本21により、働き盛りの死亡を減らし、健康寿命を延ばすことを目的に、生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置き、さまざまな取り組みが推進されてきております。

本市においても、健康日本21の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、富良野市健康増進計画が策定され、平成25年3月に第2次計画が策定されております。5年をめぐりに行われた目標達成に対する中間評価によると、策定時より悪化していると評価された項目には、主にがん検診受診率、日常における運動習慣者の割合が挙げられております。

本委員会では、課題として、中間評価で悪化していると評価された項目の改善のほか、働き盛りの世代のうちから自分自身の健康に関心を持つ取り組み、インセンティブ効果としてのふらの健康マイレージ事業の啓発方法などが出されたところであり、今後、さらに調査を深めてまいりたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要するものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第6号、除排雪について。

経済建設委員長石上孝雄君。

経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

おはようございます。

経済建設委員会より、調査第6号、除排雪についての調査経過と結果を報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、除排雪業務の現状と課題の把握に努めるとともに、市道各路線における除排雪の状況と市内堆積場の状況を確認するために、現地確認もあわせて行いながら調査を進めてまいりました。

下段の2行目になります。

市内の現地調査では、末広町、栄町、春日町、東町、桂木町、西町、大沼、鳥沼、富丘、布礼別、麓郷、老節布、東山、山部、山部市街、五区、清水山、東西学田二区の各市道路線と五条大橋雪堆積場を巡回してきました。今期のような少雪と言われる降雪状況にあっても、市民雪捨て場の利用、持続的な除排雪体制の確保、歩道の除雪、市民との協働による体制の構築について課題があるように感じられます。

以上の現状をもとに意見交換を行ったところ、次の4点についての意見の一致を見た次第であります。

1、安定的な除排雪体制を維持するための人員確保について。

冬期間も市民が安心して暮らせる安全な道路環境を確保し、持続的な除排雪体制を維持するためには、その基礎となるオペレーターの確保と育成は不可欠である。その一助として、今後は、人員の確保と育成に配慮して、経費率の引き上げや業務委託内容の検討、研究を進められたい。

2、市直営と富良野維持管理協同組合（委託事業者）との役割分担について。

一冬ごとに業務委託契約をしていることから、市直営が先んじて出勤するのではなく、富良野維持管理協同組合への指示出しや出勤の様子を見守り、組合の出勤を総動員させても危険箇所が解消されない場合にのみ市直営が出勤することとし、組合による除排雪業務を基本とすることが望ましい。また、今年度のような少雪の際には、この役割分担を特に徹底し、市直営は新しくオペレーターになった方の技術力向上に取り組まれたい。

3、郊外部における歩道の除雪について。

宿泊施設や観光施設が立地する郊外部では、冬期においても歩行者がおり、特に車道を歩いている事案が散見される。歩行者の実態把握と除雪すべき路線を選定し、市民、観光客の安全確保に努められたい。

4、除排雪に要する費用の縮減について。

前述のとおり、富良野市の除排雪に係る事業費は、年平均で3億円を超えるような状況になりつつある。少子超高齢社会と人口減少社会に対応した除排雪を行うためには、市民一人一人の協力が不可欠となる。地先や歩道の雪を置く場所に苦慮している地区については、遊具もなく雪を排出しても支障のない市有の緑地や公園への雪

出しの検討や、排雪を委託された小規模事業者による市内3カ所に設けられている市民雪堆積場の利用を可能とする体制の構築などが必要であると考えます。また、除排雪作業の直後にもかかわらず、車道に雪を堆積させたり、川に大量の雪を投げ入れたりする行為が見受けられることから、引き続き、市民への協力要請と啓発活動を粘り強く続けていく必要がある。

以上、本委員会の議論内容を述べてきたが、除排雪業務は、市民が冬期も快適に生活することができる基盤を守る根幹となる公共サービスである。今後も、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりに寄与するためにも、持続的な除排雪体制の推進に努められたい。

以上、申し上げ、経済建設委員会よりの報告を終わります。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、経済建設委員会の報告を終わります。

次に、都市事例調査について。

議会運営委員長後藤英知夫君。

議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

令和元年第4回定例会において許可を得ました議会運営委員会の都市事例調査報告について、取り組み事例、考察の一部をもちまして御報告申し上げます。

1件目は、三重県四日市市の市議会モニター制度について、また、議会報告会、シティ・ミーティングについてであります。

市議会モニター制度は、平成16年、四日市市市民自治基本条例制定の際、議会への市民参加の取り組みとして設置されています。任期は1年で再選は妨げない。ただし、最長2年までとしています。市議会モニターからの意見のもと、議会傍聴についてや議会の広報、広聴についてなど、多くの改善が行われています。議会モニターになり、議会広報誌やテレビ中継を見るようになり、議会を知るきっかけになったという意見が多いとのことです。

議会報告会、シティ・ミーティングについて。

平成18年より、シティ・ミーティングを議会改革や情報公開をより具体的なものとするため、開催しています。平成23年、議会基本条例が施行され、情報提供、情報共有に努めるとあり、同年10月より、常任委員会ごとに年4回、定例議会後、議会報告会を開催しています。第1部を議会報告会、第2部を決められたテーマについての意見交換会、シティ・ミーティングとして実施しています。年々参加者の減少、固定化が見られることから、ショッピングセンターなどでの開催も実施しています。議会報告会が、極力、要望会にならないよう進行し、あ

くまで意見交換会であり、議員が政治活動をする上で市民の意見を幅広く聴取することも目的としています。

考察として、市民の政治参加の重要性を感じ、その中で、議会モニター制度は、議会に対する関心と理解度を高める上で、市民からの意見を取り入れていく手法として、本市議会でも導入について検討すべきと考えます。本市においても、議会報告会が開催されて10年が経過し、転換期を迎えていると感じることから、四日市市議会の議会報告会のテーマの持ち方、進行の方法を参考に、議会報告会のあり方の議論を深め、方向性を定めていくべきと考えます。

2件目は、愛知県岩倉市議会基本条例の検証について、市議会の情報公開についてであります。

岩倉市議会では、近年の地方分権の進展に伴い、地方議会のあり方が大きく問われていることを背景として、平成23年3月、岩倉市議会基本条例が可決され、5月施行となっています。

議会基本条例の検証に当たっては、議会基本条例の中で年1回以上の検証が義務づけられていて、毎年3月、定例会において、議員全員による議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証シートに基づき、1条ごとに実施状況を確認し、1年間の活動を反省しながら課題を抽出しています。抽出した課題については、議会基本条例推進協議会の中で1年かけて改善していくサイクルとなっています。

市議会の情報公開についてであります。岩倉市議会は、情報公開ナンバーワンの市議会を目指すとしており、議会基本条例においても、情報公開の徹底と市民への説明責任を掲げています。その中で、市議会サポーター制度を取り入れています。本会議や委員会等をできるだけ傍聴いただき、議会運営に関して気づいた点を意見や提言として市議会サポーターの声として提出していただく制度となっています。また、市議会議員との意見交換会等にも出席していただき、意見や感想を述べていただくこととなっています。いただいた意見や提言に対しては、定例会ごとに、全議員参加の議会基本条例推進協議会で議論し、議会運営委員会で確定した後、回答を返す仕組みとしています。

考察として、議会基本条例の検証について、岩倉市議会のように、実施状況を確認し、課題を抽出し、課題解決に向けた方法は非常に参考になる事例であると考えます。毎月1回行われている全議員参加の議会基本条例推進協議会の運営がかなり柔軟な体制で、議員間の自由討議が活発であり、その中で議員間の合意形成がなされていることから、本市議会の協議会体制の活用にも参考になる事例であると考えます。

情報公開については、スピード感を持って開示し、会議や議事録はできるものは全て公開を基本とし、検討を

進めるべきと考えます。議会だよりやホームページについても、市民により伝わりやすくなる工夫が必要であり、議会報告会、まちづくりトークのあり方も含め、開催方法等を見直すべきと考えます。

3件目は、愛知県安城市の議会ICT化の取り組みについて。

安城市議会では、平成22年度、議会に対するアンケートを実施し、その結果に基づき、議会改革を進めることを各会派が合意し、議会の見える化が必要であると議員間で確認しています。市民に信頼され、機能する議会となるため、さらなる議会改革を目指し、その有効手段の一つがICTの積極的活用であるとしています。

平成24年9月には各会派にノートPCを貸与、平成25年11月にタブレット端末の導入について行政調査を実施、平成26年6月に議会ICT化の議論を議会改革検討委員会で始め、平成27年5月にファクスを廃止し、電子メールに移行し、6月には議会ICT推進プロジェクトチームを立ち上げ、ICT化の目的や効果を検討しています。平成28年2月には全議員協議会よりタブレット端末を導入し、ペーパーレス会議を試行し、平成28年5月には議場、委員会室のWi-Fi化を実施しています。

考察として、議会でのICT活用の議論を始めてからタブレット端末導入まで2年足らずの間に実現しており、かなりスピード感のある取り組みとなっております。本市においては、平成29年に設置された議会活性化推進特別委員会でICT導入について議論してきた経過があり、方向性は確認済みであり、今後の本市議会におけるICTの導入に関して、市執行部とのかかわり、会議システムの導入、議員のタブレット端末の取り扱い方など、安城市議会の事例は非常に参考になるものと考えます。

以上、都市事例調査報告とさせていただきます。

詳細につきましては、報告書を御一読いただきますようお願いいたします。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議会運営委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

## 日程第2

### 富良野市議会議会改革特別委員会報告

議長（黒岩岳雄君） 日程第2、富良野市議会議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長水間健太君。

議会改革特別委員長（水間健太君） -登壇-

議会改革特別委員会から中間報告をします。

本委員会では、本市議会における議会改革の経過について再確認をした上で、令和元年第3回定例会以後、過去の議会改革の取り組みについての再検証や経過確認が必要な事項、議会改革を進めるに当たり課題と感ずること、今後取り組むべき具体的な事項の3点について、全議員から意見を募り、委員会内において議論を進めてきました。

過去の議会改革の取り組みについての再検証や経過確認については、政務調査費（現政務活動費）、反問権、会派政党制についての議論経過確認を行いました。

政務調査費については、平成12年5月31日の地方自治法の一部改正により条例に定めることで、調査研究に必要な経費の一部として議会における会派または議員に対して政務調査費を交付することができることになりましたが、本市議会では、平成18年第4回定例会報告において、公私の区分、目的と用途の整合性が明確にできないなどの点から、議論が熟さない段階での導入は時期早尚として、導入をしないことで確認をしています。

反問権については、平成18年第4回定例会報告と平成21年第1回定例会報告において、議員は、十分な事前調査を行い、質問の意図を明確にすること、理事者は、議長の許可の上、質問者に質問の本旨を確認することができることを確認しています。

政務調査費と反問権については、市民にとって理解しやすい議会活動と議会運営として取り入れている議会もあることから、議会基本条例の規定と照らし合わせながら今後も継続して意見交換することとなりました。

会派政党制については、過去、1人政党であっても代表権を有し、議会運営委員会や特別委員会の構成員となることに疑問が提起され、無所属議員の対応とあわせて議論を行っています。そして、平成22年第4回定例会において、代表権を有するには本来複数でなければならぬことを自覚し、全市的立場で情報を共有し、行動する最大限の努力が必要との認識で一致をしています。

改めて、本委員会で確認をした結果、会派政党制についての認識は過去と変わらないことで確認をしました。

今後、取り組むべき具体的な事項としては、さまざまな取り組みが提案されたところではありますが、議会モニター制度について、議会基本条例の検証と時期について、子供議会についての3点に絞り込み検討を進めているところです。

1点目の議会モニター制度については、市民からの意見や要望を広く聴取し、議会運営に反映させる一つの手法として検討を進めています。

2点目の議会基本条例の検証と時期については、検証方法については、平成30年に行った検証と同じように、検証シートを用いて5段階評価で行うとの認識で一致し、

評価の低い項目に関しては、課題を明確にすることで改善の取り組みにつなげやすくするべきとの意見が出されました。また、検証時期については、課題抽出後に改善の取り組みを行うために、議員任期中の中間年に行うべきとの認識で一致をしたところです。

3点目の子供議会については、子供たちに市政や議会を知ってもらうこと、また、主権者教育の取り組みの一環として議論を行っているところではありますが、市長部局、教育委員会、学校、選挙管理委員会との十分な協議が必要なことから、まずは他市事例などの情報収集と意見交換から始めてはどうかとの意見が出されたところです。

今後は、まず、上記3点についての実施の可否について、さらに議論と研究を進めてまいります。

以上、議会改革特別委員会からの中間報告といたします。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

議会改革特別委員長の報告は、中間報告であり、継続調査を要するものであります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、富良野市議会議会改革特別委員会の報告を終わります。

### 日程第3 監査委員報告

議長（黒岩岳雄君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和元年度11月分、12月分の2件及び令和元年度定期監査報告、財政援助団体監査報告であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

### 日程第4

報告第1号 専決処分報告について（自動車事故の損害賠償及和解について）

議長（黒岩岳雄君） 日程第4、報告第1号、専決処

分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長小野豊君。

建設水道部長（小野豊君） -登壇-

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る12月25日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、令和元年11月22日、本町3番1号交差点において、上下水道課職員の運転する車両が、青信号の確認を行い、左折発進したところ、アイスパーンのため曲がり切れず、信号待ち停車中の相手車両のフロントバンパーに接触し、損傷を与える事故が発生したものでございます。車両の損害金は、フロントバンパー修理代に代車料を含め16万3,471円でございます。

この事故は路面状況に見合った運転の注意不足によるもので、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を16万3,471円として12月25日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故においては双方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後も職員の自動車運転に際しては安全運転に十分留意するよう指導を徹底してまいります。

以上でございます。

議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で報告を終わります。

若干早いのですが、ここで5分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時46分 開議

議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第5

議案第9号から議案第31号（提案説明）

議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議案第9号から議案第31号まで、以上23件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

議案第9号、令和元年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ9億1,257万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億8,643万5,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正、追加7件、債務負担行為の補正、廃止1件、地方債の補正、追加3件、変更7件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

32ページ、33ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、執行見込みにより、議長、副議長、議員期末手当、委員費用弁償及び旅費、普通旅費、406万5,000円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、人事給与システム、運用保守委託料、富良野広域連合負担金、寄附金を次年度以降の事業に活用するため積み立てる地域振興基金積立金とふるさと応援基金積立金、預金利息分を積み立てる財政調整基金利子積立金、国際交流基金利子積立金、庁舎等施設整備基金利子積立金、ふるさと応援基金利子積立金、土地開発基金利子繰出金、広報紙発行費の広報紙ページ数増による文具・消耗器材及び印刷代、東山支所運営管理費の燃料及び光熱水費の追加、執行見込みにより、社会及び労働保険料、ふるさと納税推進事業費の諸経費、庁舎維持管理経費の燃料及び光熱水費、除排雪業務委託料、地域おこし協力隊員報酬、（債）島ノ下地区コミュニティカー運行委託料、市有林造成委託料、体育施設管理費の車両修繕料、事業費確定により有料パークゴルフ場運営管理費の器具購入費の減額、3項戸籍住民登録費で、マイナンバーカードの発行枚数増による社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金の追加、4項選挙費で、事業費確定により知事及び道議会議員選挙費の諸経費、参議院議員選挙費の諸経費の減額で、差し引きいたしまして1,282万1,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、需要見込みにより、外出支援サービス助成金、自立支援給付事業費の手数料、障害福祉サービス費、自立支援医療費支給事業費の更生医療費、国費の過年度精算により生活困窮者自立相談支援事業費等負担金精算返還金の追加、執行見込みにより、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者介護用品助成事業費の介護用品助成費、後期高齢者医療特別会計繰出金、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費（市単独分）の減額、2項児童福祉費で、国費の過年度精算により児童扶養手当支給費負担金精算返還金、母子家庭等自立支援給付事業補助金精算返還金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金精算返還

金、公定価格の確定により子ども子育て支援給付事業費の施設型教育給付金、利用料区分の確定により多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金、対象施設の確定により子育てのための施設等利用給付金（認可外保育所）分の追加、執行見込みにより、児童福祉総務費一般事務費の講師謝礼金、児童手当支給事業費の児童手当、家庭児童相談室運営費の諸経費、児童扶養手当支給事業費の児童扶養手当支給費、母子家庭等自立支援給付事業費の自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、学童保育センター運営費の非常勤嘱託員報酬、委員費用弁償及び旅費、障害児通所給付費、認可保育所運営費の臨時保育士賃金、へき地保育所運営費の臨時保育士賃金、へき地保育所及び広域入所者の保育認定数確定により、子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金、広域入所給付費、執行見込みにより、一時預かり事業幼稚園型補助金、私立幼稚園特別支援教育費補助金、設定利用料確定により子育てのための施設等利用給付金（預かり保育）分の減額、3項生活保護費で、国費の過年度精算により、生活保護費負担金精算返還金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金、需要見込みにより、生活保護費支給事業費の医療扶助費等扶助費、介護扶助費等扶助費の増、執行見込みにより診療報酬明細書点検業務委託料の減、差し引きいたしまして3,647万4,000円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、会議室放送設備の一部修繕により保健センター管理経費（35ページで訂正）の施設修繕料、開設日の決定により小児救急医療支援事業補助金、受診勧奨強化により緊急風しん対策事業費の通信運搬費、ふらの健康マイレージ事業により健康増進事業費の報償費の追加、執行見込みにより、保健センター管理経費の除排雪業務委託料、医師養成確保修学資金貸付金、緊急風しん対策事業費の風しん抗体検査委託料、予防接種委託料、各種予防接種経費の各種予防接種委託料、母子保健事業費の妊産婦健康診査委託料、特定不妊治療費助成事業費の特定不妊治療費助成金、看護専門学校、学校運営経費の諸経費、実習病院等実習指導者養成費補助金の減、2項清掃費で、処理件数と施設修繕経費の増加により資源回収センター運営管理費負担金の追加、3項水道費で簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして2,393万3,000円の減額でございます。

5款労働費は1項労働諸費で、事業費確定により、富良野広域圏圏年雇用促進協議会分担金17万5,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、国の補正予算事業に伴う強い農業・担い手づくり事業費補助金（担い手確保）分、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金、道営草地畜産基盤整備事業費負担金の追加、執行見込み

により、農業担い手育成事業費の富良野市農業担い手育成機構運営負担金、営農指導促進事業補助金、農業次世代人材投資事業費の農業次世代人材投資資金、北海道土地改良事業団体連合会負担金、道営農業生産基盤整備事業費の扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金、東山地区農地整備事業負担金、扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金の減額、2項林業費で、執行見込みにより森林環境譲与税事業費の諸経費の減額、差し引きいたしまして9億137万6,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、ふらっと施設整備の修繕により中心街活性化センター運営管理費の施設修繕料の追加、執行見込みにより、プレミアム付商品券事業費の諸経費、中小企業振興資金融資事業費の中小企業振興資金利子補給金、商工業パワーアップ資金融資事業費の商工業パワーアップ資金保証料補給金、商工業パワーアップ資金利子補給金、小口緊急特別資金融資事業費の小口緊急特別資金利子補給金、小口緊急特別資金保証料補給金、中小企業振興事業費の中小企業振興総合補助金、公設地方卸売市場民営化支援事業費の公設地方卸売市場民営化支援事業補助金、消費生活センター・女性センター運営管理事業費の非常勤嘱託職員報酬の減額、差し引きいたしまして2,723万6,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、路面補修の対応により道路維持補修事業費の舗装防塵路線補修委託料の追加、事業費確定により、春日錦町通道路改良舗装事業費の春日錦町通道路改良舗装工事費、東9条道路改良舗装事業費の東9条道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、南2丁目2道路改良舗装事業費の南2丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費の減額、4項都市計画費で、事業費確定により、東雲通道路改良舗装事業費の設計測量調査委託料、東雲通道路改良舗装工事費、用地買収費、支障物件移転補償費、公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、事業費確定により、公営住宅建設事業費の公営住宅建設工事費、公営住宅解体工事費の減額、差し引きいたしまして4,835万2,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、需要見込みにより、教師用教科書・指導書購入経費の文具・消耗器材及び印刷代、基金積立金の育英基金返還金積立金、樹海義務教育学校設立に向けた学校設備に要する校舎トイレ改修工事費、国のGIGAスクールネットワーク構想の推進に伴う学校情報通信ネットワーク環境施設改修工事費の追加、執行見込みにより、適応指導事業費の委員報酬、育英事業費の育英基金貸付金、特別支援教育推進事業費の臨時事務員賃金、子どもスキー技術向上支援事業費の施設使用料の減額、2項小学校費で、需要見込みにより、小学校管理費の燃料及び光熱水費、教材整備事業費の教材購入費、令和2年度新入生対応により扇山小学校特別

支援学級設置工事費、国費の対応により扇山小学校校舎屋上防水・外壁改修工事費の追加、3項中学校費で、需要見込みにより中学校管理費の燃料及び光熱水費の追加、4項社会教育費で、執行見込みにより教育バス運送業務事業費の自動車借上料の減額、2目青少年対策費、5目図書館費、7目生涯学習センター費の財源振替、差し引きいたしまして1億4,914万6,000円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、執行見込みにより、地方債償還利子453万1,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、各種手当の追加、一般職給料、市町村職員退職手当組合負担金の減額と財源振替で600万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税で減額、2項自動車重量譲与税で追加、差し引きいたしまして予算額に変更はありません。3款利子割交付金は、1項利子割交付金で180万円の減額でございます。

4款配当割交付金は、1項配当割交付金で70万円の減額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は、1項株式等譲渡所得割交付金で320万円の減額でございます。

6款地方消費税交付金は、1項地方消費税交付金で2,100万円の減額でございます。

8款自動車取得税交付金は、1項自動車取得税交付金で、自動車税環境性能割交付金の追加、自動車取得税交付金の減額、差し引きいたしまして1,700万円の減額でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税3,290万4,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、小児救急医療支援事業負担金、道営草地畜産基盤整備事業負担金の追加、道営農業生産基盤整備事業負担金、消費生活相談負担金の減額、差し引きいたしまして184万8,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子ども子育て支援給付負担金、介護扶助費等負担金の追加、保険基盤安定負担金、子育てのための施設等利用給付交付金、生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、児童扶養手当支給費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、地域住宅交付金、東9条道路改良舗装事業交付金、学校施設環境改善交付金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の追加、母子家庭等自立支援給付事業補助金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金、生活保護適正実施推進事業

補助金、疾病予防事業費等補助金、公園施設長寿命化事業交付金、南2丁目2道路改良舗装事業交付金、プレミアム付商品券事業費補助金、プレミアム付商品券事務費補助金の減額、差し引きいたしまして957万7,000円の追加でございます。

16款道支出金(35ページで訂正)は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項道補助金で、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金、小児救急医療支援事業補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金、強い農業・担い手づくり事業費補助金（担い手確保）の追加、重度心身障害者医療給付事業補助金、ひとり親家庭等医療給付事業補助金、子ども子育て支援交付金、農業次世代人材投資事業補助金、市有林造成事業補助金、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金の減額、3項委託金で、知事及び道議会議員選挙費委託金、参議院議員選挙委託金の減額、差し引きいたしまして8億9,865万9,000円の追加でございます。

17款財産収入は、1項財産運用収入で、財政調整基金利子、土地開発基金利子、国際交流基金利子、ふるさと応援基金利子、庁舎等施設整備基金利子の追加、2項財産売払収入で、市有林間伐材素材売払収入の追加、817万2,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金2,177万9,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、ふるさと応援基金繰入金の追加、育英基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金の減額、差し引きいたしまして129万3,000円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入現年度分の追加、滞納繰越分の減額、5項雑入で社会及び労働保険料、備荒資金組合交付金の減額、差し引きいたしまして5,176万9,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、草地畜産基盤整備事業債、扇山小学校長寿命化改修事業債、樹海義務教育学校整備事業債、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債の追加、農業生産基盤整備事業債、東9条道路改良舗装事業債、南2丁目2道路改良舗装事業債、東雲通道路改良舗装事業債、公園施設長寿命化事業債、公営住宅建設事業債の減額、差し引きいたしまして3,640万円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、道営草地畜産基盤整備事業、樹海義務教育学校整備事業、学校情報

通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては国の補正予算事業に伴うもの、地域振興消費拡大推進事業につきましては補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和2年度に及ぶため、扇山小学校長寿命化改修事業につきましては国の事業繰り越しに伴うもので、それぞれ、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和元年度医師養成確保修学資金貸付金につきましては、本年度の新規貸付者がいなかったため、これを廃止するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、国の補正予算事業に伴う樹海義務教育学校整備事業費、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費、国の事業繰り越しに伴う扇山小学校長寿命化改修事業費の追加、国の補正予算事業に伴い草地畜産基盤整備事業費、事業費の調整により、農業生産基盤整備事業費、東9条道路改良舗装事業費、南2丁目2道路改良舗装事業費、それぞれの限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、令和元年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ739万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億224万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、職員管理費の各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の追加、一般職給料の減額、2項徴税費1目賦課徴収費で、職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金の追加、市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金の減額、差し引きいたしまして93万8,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項保険給付費1目療養諸費で一般被保険者療養給付費の追加、一般被保険者療養費の減額、2目高額療養費で一般被保険者高額療養費の減額、4目出産育児一時金で出産育児一時金の減額、差し引きいたしまして326万円の減額でございます。

3款保険事業費納付金は、1項保険事業費納付金1目保険事業費納付金で、一般被保険者医療給付費分321万9,000円の減額でございます。

6款基金積立金は、1項基金積立金1目基金積立金で、富良野市国民健康保険事業基金利子積立金1万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款道支支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、普通交付金326万円の減額でございます。

4款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、富良野市国民健康保険事業基金利子1万8,000円の追加でございます。

5款繰入金(35ページで訂正)は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与等繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金、415万7,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,785万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金、268万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費で給付実績に伴う居宅介護サービス給付費の減額、3目施設介護サービス給付費で給付実績に伴う施設介護サービス給付費の追加、2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費で給付実績に伴う高額介護サービス費の追加、差し引きいたしまして1,000万円の追加でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費で短期集中予防サービス委託料の減額、2目介護予防ケアマネジメント事業費でケアプラン作成委託料の減額、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費で、一般職給料、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金、ケアプラン作成委託料の減額、661万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款介護保険料は、1項介護保険料1目第1号被保険者保険料現年度分で2,664万8,000円の追加でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金1目介護給付費負担金で保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分の減額、2項国庫補助金5目保険者機能強化推進交付金現年度分の追加、差し引きいたしまして68万3,000円の追

加でございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で保険給付の実績による介護給付費交付金現年度分の減額、2目地域支援事業交付金で地域支援事業の実績による地域支援事業交付金現年度分の追加、差し引きいたしまして1,105万4,000円の減額でございます。

5款道支出金は、1項道負担金1目介護給付費負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分1,153万5,000円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金現年度分の追加、4目その他一般会計繰入金で職員給与費繰入金の減額、2項基金繰入金1目介護保険給付費準備基金繰入金の減額、差し引きいたしまして2,712万3,000円の減額でございます。

9款諸収入は、2項雑入3目雑入で、過年度高額介護サービス費過誤納返戻金、成年後見申立手数料徴収金、2万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、令和元年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ14万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,395万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金、市町村職員共済組合負担金、123万9,000円の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等納付金の追加、北海道後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金の減額、差し引きいたしまして109万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款後期高齢者医療保険料は、1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料で、現年度分普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料、420万円の追加でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与費繰入金、その他一般会計繰入金、434万9,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、令和元年度富良野市公共下水道事業特別

会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5,091万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,318万1,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更2件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費1目一般管理費で、公共下水道事業基金積立金、公共下水道事業基金利子積立金の追加、会計間異動に伴う職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の減額、3目管渠管理費で施設修繕料の減額、5目水処理センター管理費で、燃料及び光熱水費の追加、施設修繕料の減額、2項下水道整備費1目管渠事業費で執行残に伴う用地買収費の減額、2目処理場事業費で、入札執行残に伴う設計測量調査委託料、富良野水処理センター長寿命化改築・更新工事費の減額、差し引きいたしまして4,979万2,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費、1目元金で財源振替、2目利子で利率確定により112万7,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金1目公共下水道事業国庫補助金で、水の安全・安心基盤整備総合交付金3,270万3,000円の減額でございます。

4款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、公共下水道事業基金利子6,000円の追加でございます。

5款繰入金は、2項基金繰入金1目公共下水道事業基金繰入金で、1,553万6,000円の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金1,611万4,000円の追加でございます。

8款市債は、1項市債1目下水道事業債で、公共下水道事業債、資本費平準化債(35ページで訂正)1,880万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

地方債の補正につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、事業費の確定に伴う下水道事業費、発行可能額の決定に伴う資本費平準化費、それぞれの限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、令和元年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ988万5,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を3億981万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費1目一般管理費で、会計間異動に伴う職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金の減額、2目施設管理費で、執行残に伴う施設管理委託料、水質検査委託料の減額、2項簡易水道事業費1目簡易水道事業費で、事業費確定に伴う簡易水道量水器取替工事費の減額988万5,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費1目元金で、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、1,306万5,000円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金318万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第15号、令和元年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出について、過不足額を振りかえようとするもの、資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億2,770万円を2億2,677万9,000円に改め、資本的収入から3,195万9,000円を減額し、5,704万1,000円に、資本的支出から3,288万円(35ページで訂正)を減額し、2億8,382万円にするものと、企業債の変更でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用2目配水及び給水費で、量水器取替に係る修繕料の減額、5目資産減耗費で固定資産除去費の減額、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税の追加、差し引きいたしまして増減はございません。

続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページの下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費1目施設整備費で、事業費の確定に伴う麻町地区配水管更新工事ほか3工事の減額、3目量水器取替費で、確定に伴う量水器取替工事費の減額、3,288万円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で事業費確

定に伴う減額、2項負担金1目負担金で事業費確定による量水器取替負担金、配水管移設補償の減額、3,195万9,000円の減額でございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、配水管整備事業費の限度額4,020万円を2,460万円に改めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、令和2年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路維持補修事業の財源として6,600万円以内、市街地排水路整備事業の財源として1,400万円以内、除雪対策事業の財源として9,500万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内、合計2億円以内を富良野市財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、令和2年度の事業費財源に充てるため、富良野市公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、富良野水処理センター管理運営事業の財源として2,000万円以内、山部水処理センター管理運営事業の財源として903万8,000円以内を富良野市公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第18号、富良野市景観条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、事業実施等による環境悪化や紛争を未然に防止し、自然環境を守るため、平成2年に富良野らしさの自然環境を守る条例を制定し、景観の保全に取り組んできましたが、同条例を制定して約30年が経過し、また、訪日外国人の入り込み数の増加や宿泊施設等の建設が活発化するなど、本市を取り巻く環境は変化してきております。

このことから、これまで対応してきました富良野らしさの自然環境を守る条例の理念を受け継ぎ、将来にわたって富良野市の良好な景観形成を図るため、新たに基本理念及び行為の届け出等を規定し、農業と観光の調和のとれた景観形成を目指そうとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、富良野市景観条例制定の目的、第2条は、

富良野市の良好な景観形成に向けた基本理念に関する規定でございます。

第3条は、市の責務、第4条は、事業者の責務、第5条は、市民の責務の規定でございます。

第6条は、本条例の規定が及ぶ区域及び届け出の対象となる行為並びに景観形成基準等を定めた景観計画に関する規定でございます。

第7条は、建築物や工作物の建設や物件の堆積時における行為の届け出等、第8条は、行為の届け出等に係る添付図書、第9条は、届け出の対象としない行為を定めた適用除外行為に関する規定でございます。

第10条は、変更命令等を行う特定届け出対象行為を定める規定でございます。

第11条は、手続を円滑に行うため、事業者が市長に対して行う事前協議について、第12条は、事前公開の手法として説明会等の開催などを定める規定でございます。

第13条は、景観形成基準に逸脱した届け出に対する勧告または変更命令の手続、第14条は、良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置に関する規定でございます。

第15条は、良好な景観の形成を図るための事項への配慮に関する規定でございます。

第16条は、景観重要建造物の指定、第17条は、景観重要建造物の管理の方法の基準に関する規定でございます。

第18条は、景観重要樹木の指定、第19条は、景観重要樹木の管理の方法の基準に関する規定でございます。

第20条から第25条は、景観形成に必要な事項を調査及び審議する富良野市景観審議会の設置に関する規定でございます。

第26条は、規則への委任に関する規定でございます。

条例の施行日は令和2年8月1日からとし、経過措置として北海道景観条例の規定に基づいてなされた処分、手続、その他の行為については、この条例の規定に基づいてなされたものとみなすとともに、景観計画の施行日までの間について、北海道条例に基づく景観計画を同条の規定により定めた景観計画とみなそうとするものでございます。

なお、本条例の施行に伴い、富良野らしさの自然環境を守る条例及び富良野市景観計画策定委員会設置条例を廃止するとともに、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、自然環境保全審議会委員及び景観計画策定委員会委員を廃止し、新たに景観審議会委員を追加しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第19号、富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、デジタル行政推進法に改正され、書面等で行うこととされている手続等について、オンラインにより行うことができるようにすることなどに加え、新たに、基本原則、情報システム整備計画などが定められ、行政等のデジタル化が推進される内容となったことから、関係する条文について改正しようとするものでございます。

以下、内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、デジタル行政推進法の目的規定に倣い、情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要となる事項を追加するものでございます。

第2条は、条文中の条例等に地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、北海道の条例で定める富良野市が処理することとされた事務に関して規定する北海道の条例及び規則等を追加及び文言の整理でございます。

第3条及び第4条は、情報システムの整備計画の策定及び情報システムの整備に関する規定の追加でございます。

第5条及び第6条は、手続等における情報通信技術の利用に関する規定で、他の条例等で書面等により行うことが規定されている申請、処分通知等について、電子申請システム等の電子計算処理組織を用いてできることとするものでございます。

第7条及び第8条は、書面等により行うことが規定されている縦覧、文書の作成等について、電子ファイル等の電磁的記録により行うことができることとするものでございます。

第9条は、第5条から第8条までの規定を適用しない手続の除外規定の追加でございます。

第10条は、手続等において、添付書面等の省略を可能とする規定の追加でございます。

第11条は、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正について、必要な施策を講ずることが地方公共団体の努力義務とされたことによる規定の追加でございます。

第12条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について、随時公表することとしようとするものでございます。

第13条は、委任規定の文言整理でございます。

条例の施行日は公布の日からとし、第5条及び第6条の規定は、施行日以後に行われる申請等または処分通知等について適用し、施行日以前に行われた電子情報処理組織による申請等または処分通知等については、従前の例によることとしようとするものでございます。

また、施行日以前に行われている縦覧等または作成等については、施行日以後に行われている縦覧等または作成等とみなして、これらの規定を適用しようとするもので

ございます。

なお、富良野市固定資産評価審査委員会条例における手続は改正後の本条例を根拠とするため、個々の条例の規定が不要となることから、あわせて改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、富良野市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新たな制度として任用される会計年度任用職員と、臨時の職を設ける場合に任用される臨時的任用職員を、職員の定数から除外しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、富良野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方公務員法第31条に規定する職員のサービスの宣誓について、新たな制度として任用する会計年度任用職員を規定に追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第22号、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、職員の年次有給休暇の付与について、年の中途に人事交流等により国、他の地方公共団体、公益的法人等から引き続き本市職員に採用された場合におけるその年の年次有給休暇について、引き続き、職員として在職していたものとみなして取り扱うこととしようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第23号、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地の最適化（35ページで訂正）の利用推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことから、農業委員が担う業務内容が高度化し、また、農地利用最適化交付金制度（36ページで訂正）が創設され、その制度の活用には、各農業委員に対し、毎月の業務内容の報告を求める必要が生じることから、事務量の増加を考慮して報酬額を改定しようとするものと、富良野市総合計画

と富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に進めるため、富良野市総合戦略有識者会議を富良野市総合計画・総合戦略有識者会議に改め、委員名称を変更するもの及び地方公務員法の改正に伴い、これまでの特別職非常勤職員のうち、新たな富良野市会計年度任用職員へと移行する者については一般職非常勤職員に位置づけられることから、該当する者などを削除しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第24号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新たな制度として任用するパートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務報酬に関する規定について、週休日の勤務に対する報酬、週休日勤務の振りかえ後に対する報酬及び1カ月60時間を超える時間外勤務に対する報酬の規定を加えようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第25号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、再任用職員及び再任用短時間職員の扶養手当、住居手当、管理職手当、寒冷地手当などについては支給適用を除外しておりますが、今後、管理職員への登用も鑑みて、管理職手当について、再任用職員及び再任用短時間職員へも支給すべく適用除外規定から除こうとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第26号、富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、職員が赴任に伴い移転をする場合、移転旅費として移転料を支給することとしておりますが、現行の移転料は、昭和50年以降、改正していないため、実際の移転費用と乖離していることから、北海道職員等の旅費に関する条例に規定する移転料と同額に改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第27号、富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、農業体験者滞在施設の指定管理者選定に関し、これまで公募していたものを、公募によらず、特定の者を指定することができるようにしようとするものでございます。

本施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公募により選定された指定管理者に施設管理を行わせてきておりますが、施設の設置目的である滞在型農業体験を通じた農業担い手の育成を図るためには多くのノウハウの蓄積が必要であることから、公募をせずに管理運営を委ねるにふさわしい団体を指名、選定することができるようにしようとするものでございます。

条例の施行日は、新たな指定管理者の指定が令和3年度となることから、令和2年度中に手続を行う必要があるため、令和2年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第28号、富良野市市民農園設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、市民農園の区画区分について、利用の実態に即した区分へ変更し、また、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことから、利用料金を増税見合い分増額しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第29号、富良野市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、当事者間において合意がない場合に適用される利率や遅延損害金に関する法定利率が3%に引き下げられ、また、将来的に市中の金利動向に合わせて法定利率が変動する仕組みが導入されることから、市営住宅の明け渡し請求の理由の一つである不正な行為により入居した場合の明け渡し請求をする日までに支払われた家賃との差額に付すべき利息について、年5分の割合から法定利率に改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第30号、富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から地方自治法等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、水道事業の設置に関する条例第9条で引用しております地方自治法の引用条項を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第31号、富良野市ワイン事業の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、議案第30号と同様、令和2年4月1日から地方自治法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、富良野市ワイン事業の設置に関する条例第9条で引用しております地方自治法の引用条項を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いしたいと思います。

まず、議案第9号の一般会計補正予算の4款衛生費の説明の中で、保健センター管理経費の施設修繕料というところを、保育センター管理経費というふうに説明をさせていただきます。正しくは保健センター管理運営費ということでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。

また、同じく、一般会計の補正の中でございます。これは歳入でございます。

16款の道支出金の中で、16款の道支出金というところを、15款の道支出金というふうに説明をいたしました。正しくは16款の道支出金でございますので、御訂正をお願いしたいというふうに思います。

それから、議案第10号の国民健康保険でございます。

国民健康保険の歳入の繰入金の科目でございます。繰入金の科目は5款繰入金というところでございますが、3款繰入金というふうに説明をいたしました。正しくは5款繰入金でございますので、御訂正をお願いしたいというふうに思います。

議案第13号の公共下水道事業の歳入の市債の部分でございます。

公共下水道事業債の後に資本費平準化債というところを、資本的平準化債というふうに説明をいたしました。正しくは資本費平準化債ということでございますので、資本費平準化債に御訂正をいただきたいというふうに思います。

議案第15号の水道事業会計の補正予算でございます。

資本的収入から3,195万9,000円を減額して5,704万1,000円にという後、資本的支出から3,288万円を減額し、2億8,382万円にするというところを、3,280万円というふうに説明をいたしました。正しくは3,288万円でございますので、御訂正をいただきたいと思います。

議案第23号でございます。

議案第23号の説明中、農業委員会に関する法律の改正に伴って農地の最適化の利用推進というところを、農地の適正化の利用推進というふうに説明をいたしました。正しくは農地の最適化の利用推進ということでございますので、最適化ということで御訂正いただきたいと存じ

ます。

その後、同じように農地の利用最適化交付金制度というところの説明の中で、農地利用最適化というところを、適正化というふうに説明をいたしました。正しくは農地利用最適化交付金ということでございますので、御訂正をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件23件の提案説明を終わります。

#### 日程第6 予算特別委員会設置

議長（黒岩岳雄君） 日程第6、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から第8号の令和2年度富良野市各会計予算及びこれらに関連する議案第16号、議案第17号、議案第23号及び議案第25号、以上12件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、本職より議員全員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、午後1時より、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明2月27日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時51分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2年 2月26日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 渋 谷 正 文

署名議員 宮 田 均